

**眼のサポートデー**

**と き** 3月28日(木)  
午前10時～午後2時30分  
**と ころ** 総合福祉センター 1階  
コミュニティーホール  
**対 象** どなたでも  
**内 容** 午前：消費税はどうなる？・災害時の要支援者へ対応・日常生活用具の現状・ロービジョン福祉機器  
午後：卓球バレー・フライングディスクで楽しもう！  
**定 員** 100人  
**参加費** 無料  
**主 催** 問 亀岡市視覚障害者協会  
会長酒井忠繁  
TEL23-6017、FAX25-1109  
(障害福祉課)

**と ころ** 総合福祉センター  
**対 象** 知的障害の人、保護者  
**そ の 他** 見学希望の人は連絡してください。

問 市役所4階社会教育課  
TEL25-5054  
(社会教育課)

**亀岡市消費生活センターからのお知らせ**

このコーナーでは、相談窓口寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介します。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

《スマートフォン買ったものの使いこなせない…》

【トラブル事例】

ずっと従来型の携帯電話(ガラケー)を使用している。携帯電話ショップからスマートフォンの案内が届いたので、説明だけ聞くとつもりで店に行ったら、スマートフォンの機種を見せられ、簡単に使用できると言われた。自分は電話とメールのみの使用でネットも利用したことがないので必要ないと伝えたが、どんどん話が進んでしまい、理解できないままに契約になってしまった。自宅に持ち帰って使用してみたが、さっぱりわからず使えない。解約して元の携帯電話に戻したい…。

【消費者へのアドバイス】

- 初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加できるスマートフォン教室などを利用したり、周りの家族や知人でスマートフォンを使用している人にも、操作方法を聞いたりして、自分に合っているのか確認してからにしましょう。自分が本当に必要だと思ったものだけ契約し、内容がよく分からないと思った契約は断りましょう。
- 一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

問 消費者ホットライン 全国共通3桁ダイヤル **188**  
お住まいの地域の消費生活センターにつながります。

【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課内(5番窓口) TEL25-5005、FAX25-5021

(消費生活センター)



**障害者成人学級  
「かめのご学級」のご案内**

知的障害者の仲間が就労後に絵画・音楽・スポーツを通じて交流の場として余暇活動を楽しんでいます。  
**と き** 第1・3金曜日の2回  
午後5時30分～7時

**市民課窓口の混雑状況予想カレンダー**

市民課窓口はこの時期大変混み合います。特に3月15日(金)以降は待ち時間が大変長くなると予想されます。時間には余裕を持ってお越しください。

※マイナンバーカード(顔写真の入ったもの)をお持ちの方は、コンビニなどで証明書の発行が可能です。待ち時間も少なく、申請書の記入もいりません。

※3月24日(日)午前9時から正午まで、転入・転出・転居の届出を受け付けておりますので、ぜひ利用してください。

**3月**

※大変混み合います！時間に余裕を持ってお越しください。

日	月	火	水	木	金	土
					1 非常に混雑	2 休
3 休	4 非常に混雑	5 かなり混雑	6 かなり混雑	7 かなり混雑	8 非常に混雑	9 休
10 休	11 非常に混雑	12 かなり混雑	13 かなり混雑	14 かなり混雑	15 非常に混雑	16 休
17 休	18 非常に混雑	19 かなり混雑	20 非常に混雑	21 休	22 非常に混雑	23 休
24 休日開庁日	25 非常に混雑	26 非常に混雑	27 非常に混雑	28 非常に混雑	29 非常に混雑	30 休
31 休						

問 市役所1階市民課(2・3番窓口) TEL25-5019

(市民課)

**ごみは、必ず決められた種類ごとに分別し、減量化に努めましょう**